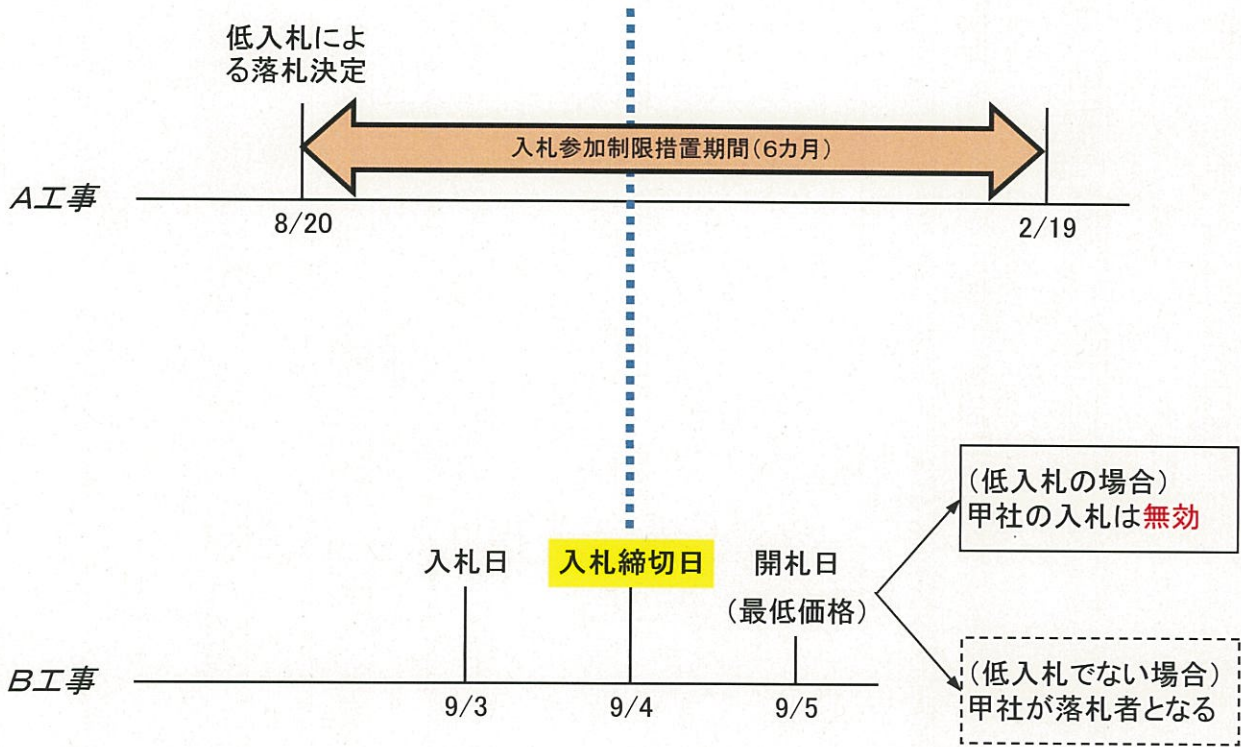


ケース1

入札参加制限措置期間中に他の工事に入札した場合(その①)

(※甲社は算出対象期間中に75点未満の工事成績通知を受けているものとする)

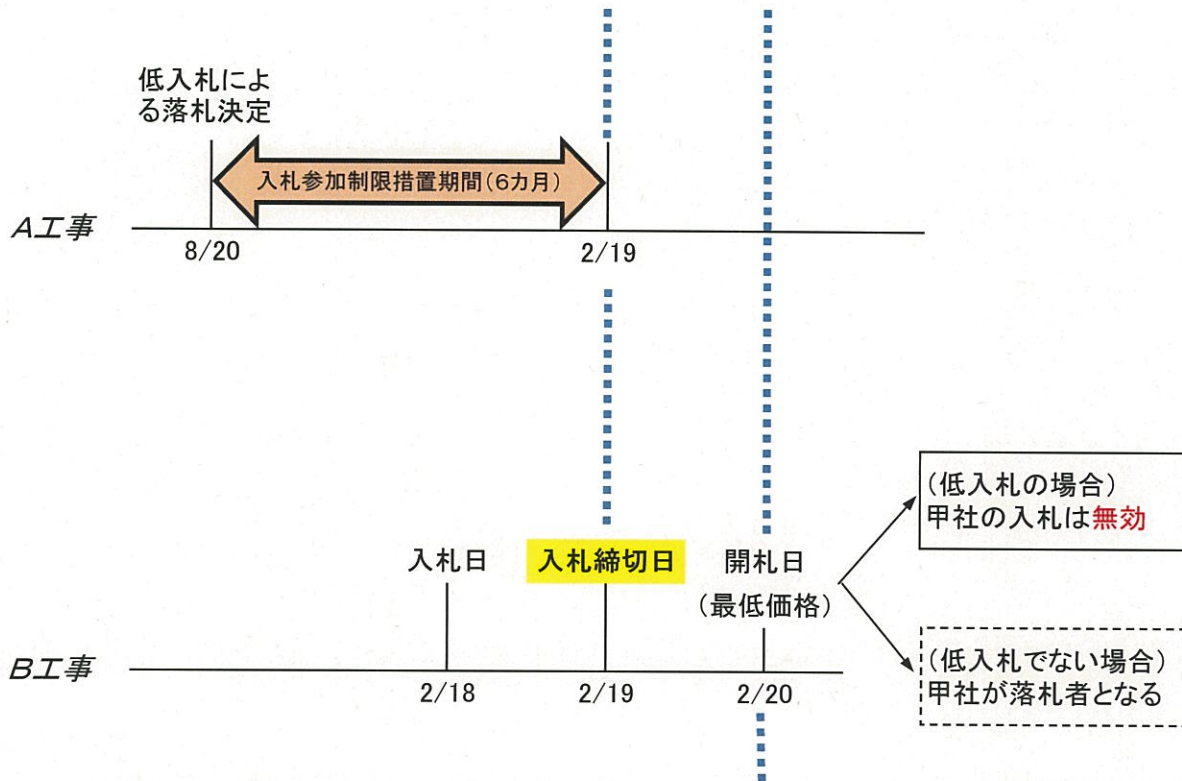


入札参加制限措置期間中にB工事の入札締切日が含まれているため、B工事において甲社が低入札だった場合は、甲社の入札は無効となる。

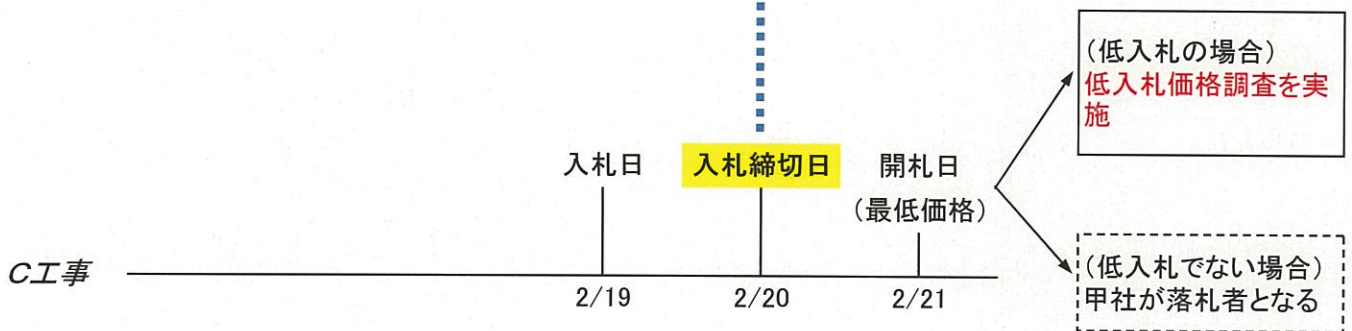
ケース2

入札参加制限措置期間中に他の工事に入札した場合(その②)

(※甲社は算出対象期間中に75点未満の工事成績通知を受けているものとする)



入札参加制限措置期間中にB工事の入札締切日が含まれているため、B工事において甲社が低入札だった場合は、甲社の入札は無効となる。

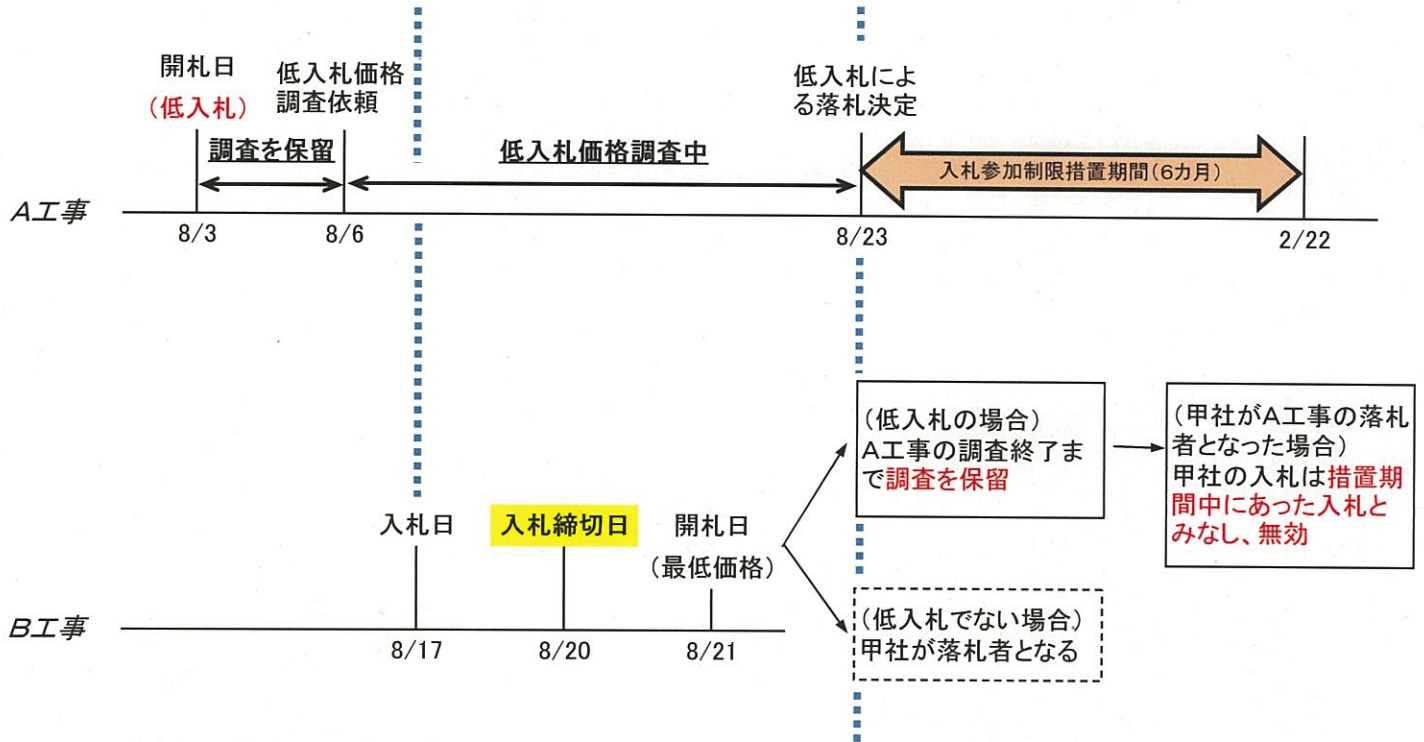


入札参加制限措置期間中にC工事の入札締切日が含まれていないため、C工事において甲社が低入札だった場合は、低入札価格調査を実施する。(=無効ではない。)

ケース3

低入札価格調査が終了する前に他の工事に入札した場合

(※甲社は算出対象期間中に75点未満の工事成績通知を受けているものとする)



A工事の低入札価格調査期間にB工事の入札締切日が含まれているため、B工事において甲社が低入札だった場合は、A工事の調査が終了するまでB工事の調査は保留となり、低入札価格調査の結果、甲社がA工事の落札者となった場合は、B工事の甲社の入札は入札参加制限措置期間中にあった入札とみなし、無効となる。

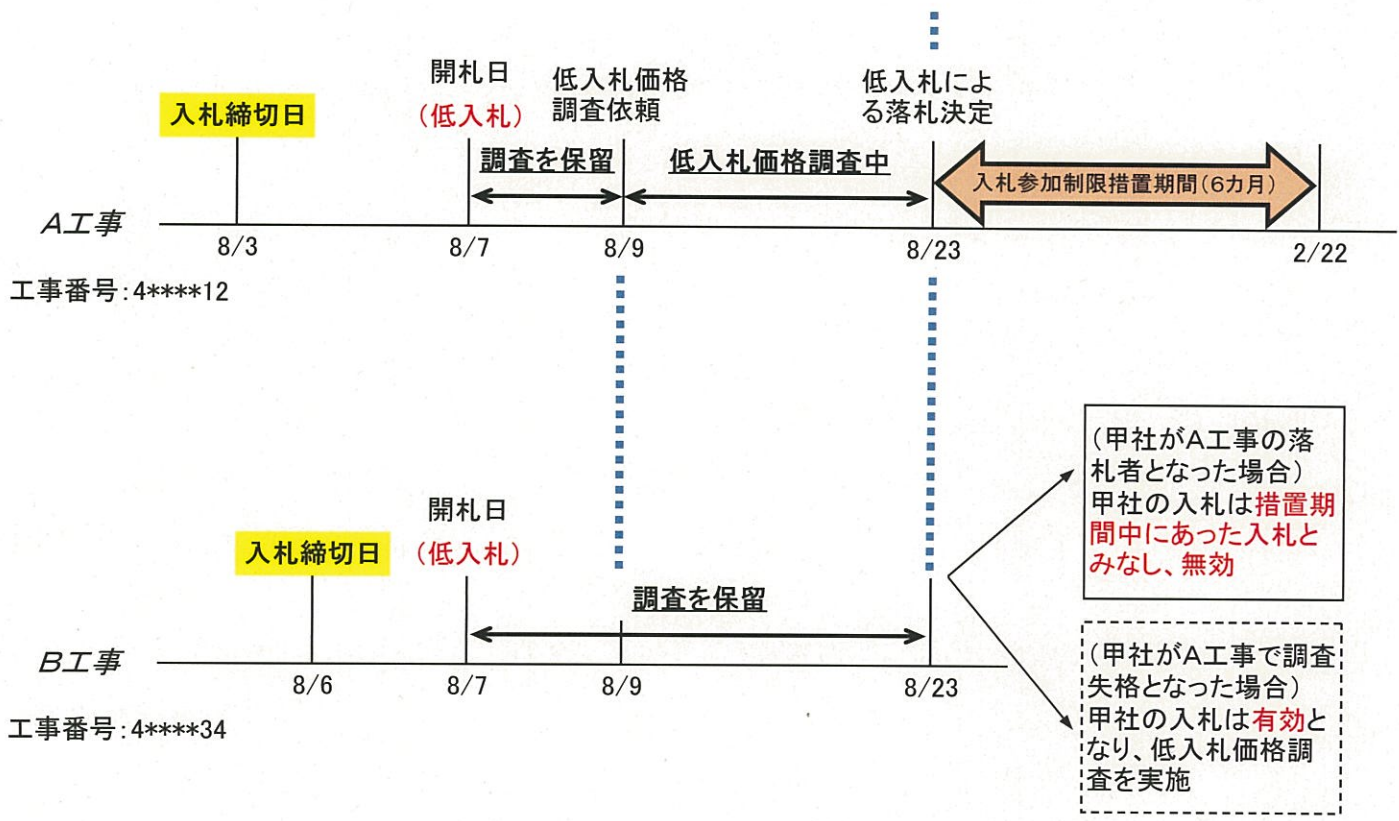


入札参加制限措置期間中にC工事の入札締切日が含まれているため、C工事において甲社が低入札だった場合は、甲社の入札は無効となる。

ケース4

同一の開札日に同一の企業が複数の工事において低入札をした場合

(※甲社は算出対象期間中に75点未満の工事成績通知を受けているものとする)



- (1) 同一の開札日に、同一の企業が複数の工事において低入札をした場合、以下の項目順で低入札価格調査の順番を決定する。
- ① 入札締切日が早い案件
 - ② ①が同一の場合は、工事番号の下2桁の数字が小さい案件
 - ③ ①②が同一の場合は、予定価格が高い案件
- (2) 低入札価格調査の結果、甲社がA工事の落札者となった場合は、B工事の甲社の入札は入札参加制限措置期間中にあった入札とみなし、無効となる。
- (3) 低入札価格調査の結果、甲社がA工事の入札で失格となった場合は、B工事の甲社の入札は有効となり、低入札価格調査を実施する。